宮古港藤原３緑地テニスコートの利用に関する要綱

（趣旨）

１　この要項は、宮古港藤原３緑地テニスコートの管理運営に関する契約に基づき、緑地テニスコートの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

２　この要項において揚げる用語の意義は次に定めるところによる。緑地内施設の市民利用を積極的に進めるものとする。

テニスコート施設の管理にあたっては、善良な管理者の注意をもって管理に当たらなければならない。

テニスコート施設の管理運営に要する費用のうち、宮古市テニス協会に起因する修繕費等の経費は宮古市テニス協会の負担とする。

（利用時間等）

３　テニスコートの利用期間及び利用時間は、次に定めるところによる。

利用施設名	利用時間	摘要
テニスコート 兼用コート コート用照明灯	９時から 21 時まで	１回利用１時間単位とする。

他に利用する場合は、利用しようとする者と宮古市テニス協会とで協議する。

（電気料及び協力金）

４　テニスコート用照明灯の電気料徴収及び施設維持の為に施設利用者より協力金を願う。

時間帯	一般利用	学生利用（中高生）	テニス協会員
９時から 21 時まで	300　円／H	100　円／H	200　円／H
ナイター（電気料）	300　円／H	200　円／H	200　円／H

学生のナイター利用は成人者の同伴がなければならない。

（利用の手続）

５　テニスコートを利用使用とする者は、宮古港藤原３緑地テニスコート利用申請書を提出し、宮古港藤原３緑地テニスコート利用許可証の交付を受けなければならない。

（利用の制限）

６　テニスコート利用の時間は２時間を限度とする。ただし、他に利用申込者がいない場合はこのかぎりでない。

（利用の義務）

７　テニスコートを利用する者は港藤原３緑地テニスコート利用許可証の記載事項を守らなければならない。